

「公益社団法人 玉川法人会」入会のご案内

玉川税務署管内

未加入法人の皆様

公益社団法人 玉川法人会
会長 坂東義治

はじめに

公益社団法人玉川法人会は、皆様と同じ玉川税務署管内の企業が会員となり構成されています。私たち玉川法人会は、昭和 25 年に創立されました。昭和 50 年 10 月には社団法人の認可を得、平成 23 年 4 月からは「公益社団法人」として、地域企業と地域社会の発展に貢献する事業活動を推進しています。そして、健全な納税団体として税知識の普及に努め、税法・税務に関する提言を積極的に行い、会活動を通じて適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務の円滑な執行に寄与しています。

法人会は全国の税務署ごとにその管内の法人により組織され、東京には 48 の法人会があります。全国組織としては「公益財団法人全国法人会総連合（略して「全法連」といいます）」また、東京にある 48 法人会で「一般社団法人東京法人会連合会（略して「東法連」といいます）」を組織しています。

私たち法人会には規模や業種を問わず、どんな企業でも入会することができます。

企業とその加入する地域の法人会と、その地域の法人会が組織する都道府県単位の連合会、そして全国で組織する全法連と、法人会は一会員企業がその地域から全国へと、緩やかに繋がっている組織体といえます。先の東日本大震災でも被災された地域の法人会に、全国から寄せられる大きな支援が全法連を通じて、現在も継続して届けられています。

痛みを伴う多くの歴史的な出来事は、私たちの「社会」には個人や企業や地域における緩やかな連係が必要であることを、私たちに教えています。法人会は、そうしたなかでは最も緩やかな繋がりで括られた地域企業の集合体といえるでしょう。

主な活動内容

さて、私たち玉川法人会の主な活動内容ですが、

- ① 玉川税務署より担当官を講師に迎え、随時税務研修会を開催しています。
- ② 本部や各支部、部会主催の意見交流会等において、さまざまな情報交換や異業種間での交流を行なうことができます。
- ③ 社会貢献活動として、地域のボランティア活動や地域のお祭り等への参加、あるいは献血活動、公園の清掃等に、積極的に参加しています。
- ④ 各界の著名人・有識者を招いて、定期的な講演会を開催しています。
- ⑤ 青年部会・女性部会・源泉部会では、会事業のベースをより明確にした活動を展開しています。
- ⑥ 会員企業を支援する各種保障制度も充実しています。
- ⑦ 玉川法人会の会報誌を発行していますが、その際に、会員の皆様の広告チラシと一緒に配布することができます。（費用が若干必要となりますが）
- ⑧ 「ゴルフ」、「ワイン」、「釣り」等の同好会では、同じ趣味を持つ会員との交流を楽しむことができます。

以上のように、私たち会員と地域社会の発展に貢献すべく、さまざまな場面において、さまざまな事業を展開しています。

未加入法人の皆様、私たち玉川法人会に入会なさいませんか？

そして、私たちと一緒に法人会活動をしませんか？

入会申込の方法は簡単です。皆様のご入会をお待ちしています。

同封の入会申込書にご記入の上、推薦者にお渡しするか、返信用封筒にて玉川法人会事務局までご郵送下さい。

入会金は必要ありません。

なお、会費の納入は口座振替にてご指定の銀行口座よりお引落をさせていただきます。

(郵便振込も受け付けています)

また、青年部会も非常に熱心に活動しております。若い方は、どちらかと云うと年が近いこちらの方が活動に参加しやすいのではないかと思います。(青年部会会費無料)

50才未満の方は是非、入会していただきたくよろしく申し上げます。

公益社団法人 玉川法人会 会費一覧表

正会員	区分	資本金	月額	年額	
	A	300万円以下	800円	9,600円	
	B	300万円超 500万円以下	1000円	12,000円	
	C	500万円超 1000万円以下	1500円	18,000円	
	D	1000万円超 2000万円以下	2000円	24,000円	
	E	2000万円超 3000万円以下	2500円	30,000円	
	F	3000万円超 5000万円以下	3000円	36,000円	
	G	5000万円超	3500円	42,000円	
	上記資本金基準以外の法人等				
	B	支店・営業所、公益法人、医療法人及び 宗教法人等	1000円	12,000円	
F	金融機関(銀行、信用金庫、農協等)	3000円	36,000円		

賛助 会員	A	事業に賛助して入会した者(地域外・個人等)	800円	9,600円
	H	正会員が代表を勤める別法人	500円	6,000円

- ※ 賛助会員は総会に於ける議決権は有りません。
- ※ 会費納入は年1回(4月)または半年分ずつ2回(4月・10月)から、ご選択できます。
- ※ 年会費は損金処理できます。消費税は非課税です。
- ※ 当会の定款第7条2項により「既納の会費は、原則としてこれを返還しない」となっております。

ご不明な点など詳しくは玉川法人会事務局までお問合せ下さい。

公益社団法人 玉川法人会

〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-1-15

TEL : 03-3707-8668 HP : <https://www.tamagawa.or.jp>

FAX : 03-3707-4992 e-mail: tamagawajimukyoku@orion.ocn.ne.jp